

第9回休眠預金等活用審議会概要

※ 本概要は事務局により整理したもの
休眠預金等活用担当室

日時：平成29年12月15日（金）13:00～14:50

場所：中央合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

概要：

<議事1 指定活用団体のガバナンス及びコンプライアンスについて>

○指定活用団体のガバナンス及びコンプライアンスについて野村委員より説明があった後、意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

- ・将来的な成長を見越して今から監視やコンプライアンス等の制度設計をしっかりとやっていくことは重要であるが、最初はある程度組織をコンパクトにし肥大化し過ぎないようにするという観点も重要である。
- ・指定活用団体がどの資金分配団体に助成等をするのかを審査する審査部、助成等をした後の監視や監督を行う監督部、伴走型支援を行う支援部とを分離独立させ、牽制を働かせることで、組織が健全に機能するのではないか。
- ・伴走型支援を行う機能、監督する機能、知の構造化センターの機能等については、その部署の名前や、組織の外に置くのか中に置くのかといったことではなく、指定活用団体にそうした機能がしっかりと組み込まれていくことが重要である。

<議事2 指定活用団体の指定基準について>

○指定活用団体の指定基準について事務局より説明があった後、意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

- ・指定活用団体には、伴走型支援を適切に実施できる能力も必要であることを例示として追記してほしい。
- ・指定活用団体が公益認定を受けた場合には、公益法人としての監督と指定活用団体としての監督の二重の監督を受けることになる。
- ・利益相反については、自己申告による内容確認を徹底するだけでなく、迅速な発見と是正が必要である。

<議事3 休眠預金等に係る資金の活用に関するその他の必要な事項について>

○休眠預金等に係る資金の活用に関するその他の必要な事項について事務局より説明があった後、意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

- ・比較的小規模で休眠預金等の活用を開始することは賛成である。
- ・指定活用団体の人件費等については、指定日から5年後以降は、運用資金の運用益により賄うとのことだが、超低金利であることを踏まえると、運用先が国債や地方債では運用益が出ない。5年の間に何らかの方法を考える必要がある。